

第 5 7 号議案

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業
の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例（平成 2 7 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業
の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正
する条例

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例（平成 2 7 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「省令第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項に規定する
主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第 1 4 0 条の 6 6
第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業
の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正
する条例案要綱

- 1 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を改めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。